

2018年6月4日

平成30年度
「省エネ適合性判定に関する講習」
講習案内書 Ver 3

(第1回東京会場 4. カリキュラム(1) 講義に変更があります)

主催 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構

目次

1.	講習対象者	1
2.	受講資格	1
3.	講習日及び会場	1
4.	カリキュラム	2
5.	本受付後の変更	2
	(1) 受講者の変更	2
	(2) 次回以降の振り替え	2
	(3) 受講料の返還について	2
	(4) 勤務先住所、氏名等変更時の届出	2
6.	受講票の発送	2
7.	受講当日の注意	3
	(1) 会場へのアクセス	3
	(2) 会場	3
	(3) 講習	3
	(4) 修了考査	3
	(5) 携行品	3
8.	修了考査の結果通知	4
	(1) 通知時期	4
	(2) 通知	4
	(3) その他	4
9.	不正手段、不正行為に対する措置	4
10.	ホームページによる情報提供	4
11.	その他	4
12.	お問い合わせ先	4

平成 29 年 4 月に施行された建築物省エネ法の建築物エネルギー消費基準への適合性判定の制度においては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の要件として適合性判定員の選任が必要とされます。この制度を円滑に運用するため、適合性判定員の資格要件付与に関し、当財団では、建築物省エネ法に基づく「省エネ適合性判定に関する講習*」を開催いたします。

なお、判定機関の登録には、「適合性判定に関する講習」の修了者に発行する修了証明書が必要となります。

※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 27 年国土交通省令第 5 号）第 40 条第 1 号の規定に基づき、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習として登録されています。（登録番号：国土交通大臣 1）

1. 講習対象者

登録建築物エネルギー消費性能判定機関に登録済みまたは予定の団体において、適合性判定員を目指す方が対象です。

2. 受講資格

以下の①～③のいずれかに該当する方に限ります。

- ① 建築基準法第 5 条第 1 項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- ③ 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士

3. 講習日及び会場

講習日及び会場は、以下の通りです。

	開催地	講習日	会場	定員
第 1 回	東京	6 月 15 日(金)	飯田橋レインボービル 7F 大会議室 東京都新宿区市谷船河原町 11 番地	150 名 (募集終了)
第 2 回	大阪	9 月 21 日(金)	T K P 大阪駅前 カンファレンスセンター14A 大阪市北区曽根崎新地 1-4-20 桜橋 IM ビル	100 名

4. カリキュラム

講義終了後に修了考査を実施します。

(1) 講義

【変更点：例題演習の時間を 14:00～15:15 に集約しました。全体の講義時間は変更ありません。】

時刻	科目	時間
9:30～9:35	開会、諸連絡など	5分
9:35～10:35	法の概要	60分
10:35～11:05	適合性判定の方法（審査の手順）	30分
11:05～11:15	休憩	10分
11:15～12:30	適合性判定の方法（モデル建物法）	75分
12:30～13:30	昼休み	60分
13:30～14:00	適合性判定の方法（標準入力法）	30分
14:00～15:15	例題演習	75分
15:15～15:25	休憩	10分

(2) 修了考査

15:25～15:35	問題及び解答用紙配布等	10分
15:35～16:45	修了考査	70分
16:45～17:00	問題及び解答用紙回収、確認	15分

5. 本受付後の変更

(1) 受講者の変更

受講者の変更は認めません。

(2) 次回以降の振り替え

理由の如何によらず、次回以降の講習への振り替えは行いません。

(3) 受講料の返還について

次に掲げる場合を除き、原則として返還しません。

- 1) 仮受付時の記載内容及び申込みに必要な書類に不備を認めたときであって、補正の余地のない場合
- 2) 当財団の責に帰すべき事由により講習を受けることができなかった場合

(4) 勤務先住所、氏名等変更時の届出

修了考査の結果通知までに勤務先住所、氏名等の変更があった場合は、適合性判定員講習係までご連絡ください。

6. 受講票の発送

受講票は、本受付が完了した方について勤務先住所に順次送付いたします。

講習日の1週間前になっても受講票が届かない場合は、必ず適合性判定員講習係までお問い合わせく

ださい。

7. 受講当日の注意

(1) 会場へのアクセス

- 1) 会場に駐車場を確保しておりません。できるだけ公共交通機関を利用してください。

(2) 会場

- 1) 受講票に明記された会場で受講を行ってください。
- 2) 受付後、指定された座席に着席し、受講票を机の通路側に置いてください。

(3) 講習

- 1) 欠席した科目が一科目でもある場合は、修了考査を受けることができません。
- 2) 講習時間の30分以上遅刻又は早退をした科目が一科目でもある場合は、欠席とみなし、修了考査を受けることができません。
- 3) 講習会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受講者に迷惑を及ぼす行為をした者は、退場していただく場合があります。

(4) 修了考査

- 1) 講義を受講した方のみ考査を受ける事ができます。
- 2) 机の上には講習テキスト、HBまたはBの黒鉛筆（シャープペンシル含む）、消しゴム、時計（携帯電話等の時計機能は使用不可）以外のものは置かないでください。
- 3) 講義中に行った書き込み、マーカー、付箋（インデックス）貼付がある講習テキストについても持ち込みを認めます。
- 4) 電卓の使用は認めません。
- 5) 中途退室は認めません。
- 6) 考査終了後に問題用紙は回収します。問題用紙を持ち帰った場合は、不合格とします。
- 7) 受講票は、考査終了後必ず持ち帰り、考査結果が届くまで保管してください。
- 8) 不正な行為のあった者に対しては、修了考査を中止させ、解答はすべて無効とすることを宣言し、退場していただきます。

(5) 携行品

必ず携行するもの

- 1) 受講票（顔写真を必ず貼付）
※受講票を持参しない場合、受講票に顔写真の貼付がない場合は、受講できません。
- 2) 身分を証明するもの（本人確認をする場合がありますので、顔写真付きの証明書（一級建築士免許証、建築設備士登録証（カード）、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）、社員証等）を必ず持参してください。）
- 3) HBまたはBの黒鉛筆（シャープペンシル含む）
- 4) 消しゴム

携行できるもの

- 1) 筆記用具

2)時計（携帯電話等の時計機能は使用不可）

8. 修了考査の結果通知

(1) 通知時期

- ・同一回の全ての講習終了後、概ね4週間を目途に、受講票と同一の勤務先に通知します。

(2) 通知

- ・合格者については、「修了証明書」を送付いたします。「修了証明書」は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録の際に必要となりますので大切に保管してください。
- ・不合格者については、「修了考査結果通知書」を送付いたします。

(3) その他

- ・考査結果、採点内容等に関する問い合わせには、一切応じられません。
- ・合格基準は、ホームページに掲載し、公表いたします。
- ・「修了証明書」、「修了考査結果通知書」の再発行は、再交付手数料が発生しますので、予めご了承ください。

9. 不正手段、不正行為に対する措置

不正手段もしくは不正行為を行った者は、3年以内の期間を定めて講習を受けることを禁止します。また、不正手段もしくは不正行為が発覚した時点で以下の措置を講じます。

- ・不正な手段により受講申し込みを行った者……………受講を認めません。
- ・不正な手段により受講した者……………合格者については、合格を取り消し、修了証明書を返納していただきます。
- ・修了考査において不正行為を行った者……………修了考査を中止し退場を命じるとともに、不合格とします。

10. ホームページによる情報提供

当財団のホームページ（<http://www.ibec.or.jp/>）に、講習に関する情報を掲載しますので、随時確認してください。

11. その他

平成29年度第一回の講習案内において、修了考査不合格者を対象として、翌回以降の講習で修了考査のみ受講を希望する方については講義の受講を免除する予定としておりましたが、平成29年度第二回開催前に国土交通省からの指導のもと取り止めることになりました。

よって、修了考査不合格者で再受講を希望する方は、講義、修了考査ともに受講していただく必要があります。

12. お問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-1 全共連ビル麹町館
一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（平日 9:30-17:00）
建築省エネルギー部 適合性判定員講習係
TEL 03-3222-6997